

企画競争説明書

業務名称：バングラデシュ国MRT沿線の公共交通指向型開発のための政策策定支援プロジェクト

調達管理番号：20a01128

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年3月3日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年3月3日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：バングラデシュ国 MRT 沿線の公共交通指向型開発のための政策策定支援プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年5月 ～ 2024年5月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の13%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の13%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降)：契約金額の13%を限度とする。

(6) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します¹。

- 1) 2021年度末(2022年2月頃)

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：契約第1課 赤塚真貴子 Akatsuka.Makiko@jica.go.jp

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部 都市・地域開発グループ第二チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行して

¹ 当機構は中期目標管理法に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

いない法人をいいます。

- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号) 第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

- 1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

- 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての

社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年 3月 12日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年3月18日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年 4月 2日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書を、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年1月25日版）」を参照願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：

1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

3) 虚偽の内容が記載されているとき

- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（ URL：
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - c) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - a) 本邦研修に係る経費： 4,000 千円
 - b) 宿泊料については、経理処理ガイドラインに示す上限単価によらず、別途発注者の定める単価(13,500 円/泊)を適用する想定です。
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨 (BDT1) =1.251740 円
 - b) US\$ 1 =103.896000 円
 - c) EUR 1 =125.999000 円
- 5) その他留意事項（以下、例）
特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html）

- (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／公共交通指向型開発計画
 - b) 都市・土地利用計画
 - c) 都市交通計画
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 16 M/M

- (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\left(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格} \right) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決

定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を 2021年4月16日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトにて公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点 *
- ⑤ 価格点 *

* ④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させて

いただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(

URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験
注) 類似業務：公共交通指向型開発
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

- 1) 及び2) を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／公共交通指向型開発
- 都市・土地利用計画
- 都市交通計画

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／公共交通指向型開発）】

- a) 類似業務経験の分野：公共交通指向型開発、都市開発または都市交通
- b) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ国及び全開発途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 都市・土地利用計画】

- a) 類似業務経験の分野：都市計画、土地利用計画
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：語学評価せず

【業務従事者：担当分野 都市交通計画】

- a) 類似業務経験の分野：都市交通計画
- b) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ国及び全開発途上国
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションは実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	16	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(26)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／公共交通指向型開発</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	—	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(0)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	0	0
イ) 業務管理体制	—	4
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>都市・土地利用計画</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	9	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>都市交通計画</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「バングラデシュ国MRT沿線の公共交通指向型開発のための政策策定支援プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

バングラデシュ人民共和国の首都ダッカは、1990年から2015年にかけて人口が662万人から1,760万人まで増加しており（国際連合人口部、2018年）、人口増に伴う急激な交通需要の増大が慢性的な交通渋滞や大気汚染等を引き起こしている。ダッカにおける車両の平均移動速度は、2018年時点で時速7キロと東京都心部（時速14.7キロ）（国土交通省、2015年）の半分以下に留まっており、交通渋滞による経済損失は年間3.2百万時間、金額にして数十億米ドルに上ると推計されている（世界銀行、2018年）。また、大気汚染はPM10濃度（年間平均）が $146\mu\text{g}/\text{m}^3$ と世界保健機関が定める環境標準（ $20\mu\text{g}/\text{m}^3\sim 70\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を大幅に上回る水準にあり、ダッカ都市圏の住民への健康被害も懸念されている。これらは当国の生活環境の悪化に加えて、投資環境も悪化させ、経済社会発展の大きなボトルネックとなっている。

当国政府は、「第7次五か年計画」（2016/17～2020/21年度）において経済成長と貧困削減の促進を目標とし、「交通と通信」政策の中で都市圏における道路の交通渋滞を適切な投資により緩和することが重要であると指摘している。かかる目標に関し、当国政府は2016年8月に、JICA支援の下で既存の都市交通マスタープランである「ダッカ都市交通戦略計画（Strategic Transport Plan、以下「STP」という。）」（2005年）を改訂し、その中で公共交通網として大量高速輸送システム（Mass Rapid Transit、以下「MRT」という。）5路線及びバス高速輸送システム（Bus Rapid Transit、以下「BRT」という。）2路線の整備を計画した。改訂STPに基づき、現在、MRT6号線、MRT1号線、MRT5号線（北路線）の3路線の整備が円借款によって行われている。加えて、ADBはMRT5号線（南路線）の事業化調査を行っている。しかし、MRT等の整備に当たり、当国政府が更新中である2016-2035年を目標とした都市計画に定められている詳細地区計画（Detailed Area Plan 2016-2035、以下「DAP 2016-2035」とする。）ではMRT整備を考慮した土地利用計画となっておらず、MRT整備及び駅周辺開発を土地利用計画に位置付けていく必要がある。特に、MRT6号線、MRT1号線、MRT5号線（北路線）整備により49駅が整備される予定であり、沿線開発、駅周辺開発、駅前広場の開発等、都市計画の中に都市交通の拠点や結節点を適切に反映し、計画に基づいた都市計画、開発管理・規制を行っていく必要がある。これらを実現するにあたって必要となる公共交通指向型開発（Transit

Oriented Development、以下「TOD」という。)に係る政策やガイドラインが未整備であるとともに、MRT 沿線で TOD を進めていく上で都市計画を担当する首都圏開発庁 (Rajdhani Unnayan Kartripakkha、以下「RAJUK」という。)、MRT 整備を担当するダッカ都市交通会社 (Dhaka Mass Transit Company Limited、以下「DMTCL」という。)、ダッカ市内の都市交通ネットワークの計画を所管するダッカ都市交通調整局 (Dhaka Transport Coordination Authority、以下「DTCA」という。)等都市交通を担う様々なアクター、事業者間の調整がうまくなされておらず、適切な開発が進んでいないといった課題がある。

第3条 プロジェクトの概要

- (1) プロジェクト名：バングラデシュ国 MRT 沿線の公共交通指向型開発のための政策策定支援プロジェクト
- (2) 業務対象地域：ダッカ首都圏、都市鉄道1号線、5号線（北路線）、6号線沿線
- (3) 相手国関係者（カウンターパート（C/P）機関）
実施機関：首都圏開発庁 (Rajdhani Unnayan Kartripakkha:RAJUK)
協力機関：ダッカ都市交通会社 (Dhaka Mass Transit Company Limited: DMTCL)、
ダッカ都市交通調整局 (Dhaka Transport Coordination Authority: DTCA)
- (4) 受益者：ダッカ首都圏の市民
- (5) プロジェクト実施期間：2021年5月～2024年5月を予定（計36カ月）

第4条 業務の目的

ダッカにおいて、MRT 沿線における TOD の政策、ガイドラインを作成し、調整メカニズムを構築・運営することにより、計画に基づいた適切な都市開発を推進することに寄与する。

第5条 業務の範囲

本業務は、2021年3月に署名される予定の基本合意文書 (Record of Discussion、以下「R/D」という。)に基づき実施されるものであり、「第4条 業務の目的」を達成するために「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第6条 実施方針及び留意事項

- (1) TOD への理解の推進と対象とする TOD の範囲

TOD は都市及び交通に係る多くの関係機関との調整が必要になるが、関係機関の間各組織の中で TOD をとらえるため、TOD そのものの共通イメージが定まっていない。ダッカに大量輸送を伴う都市交通がこれまで存在しなかったことから、都市計画を担当する RAJUK に公共交通指向型の開発の理解・経験が乏しい。また、MRT 事業はこ

れから整備されるものであり、MRT を運営する DMTCL はそのノウハウのほか、MRT 事業に連動した周辺開発の経験や知識が乏しい。鉄道、バス、都市開発、道路、地方自治体などを管轄する組織が権限の範囲を超えて TOD に対する共通のイメージを持ったうえで自分たちの役割を認識することが重要である。本業務実施においても、TOD のイメージを関係機関間で共有したうえで、TOD 実施に向けた各機関の役割分担を整理していく必要がある。さらに、MRT の利便性や需要確保の面で、駅周辺や沿線における整備、MRT と接続するフィーダー交通との交通機関との接続性確保についての考え方の醸成も必要である。

（２）DAP との関係整理

RAJUK が策定中の DAP 2016-2035 では MRT 整備を考慮した土地利用計画となっておらず、MRT 整備及び駅周辺開発を土地利用計画に位置付けていく必要がある。DAP は TOD 地区内の土地の使用を制限しているが、これらは実績が少なく、公共交通機関の使用を推進するものとなっていない。DAP で規定されている制限は本来駅周辺に求められる施設を規制しているため（例えば、バスターミナル、ホテル等）を規制しているため、見直しや許可条件の明確化が必要と考えられるが、この見直し方針と反映方針についても整理する。

（３）バスネットワークの再編の位置づけ

ダッカ市内のバスネットワークは特定路線の偏りが問題となっており、現在バスネットワーク再編に係るプロジェクトを実施中である。現在整備中の MRT はダッカの交通需要を担う重要な公共交通機関となることが想定され、バスネットワーク再編と連動した調整や計画、整備が必要である。公共交通機関間の接続に係るバスネットワークの再編や接続方法については駅前整備後に本格的な検討等が必要になることや、バスネットワークおよび公共交通ネットワークの再編・強化においては多くの利害関係者があることから長期間の検討や調整が必要となる。そのため本業務においては、TOD 開発に係るバス路線の統合と MRT も含めた公共交通結節点機能の強化の重要性について提言していくにとどめるとともに、パイロットプロジェクト（ケーススタディー）の中でバスターミナル等の計画を盛り込む場合は将来のバスネットワークの再編の可能性も踏まえた計画の柔軟性にも留意することとする。

（４）実施体制及び関係機関の調整

TOD を取り巻く関係機関としては、都市計画を担当する首都圏開発庁（Rajdhani Unnayan Kartripakkha:RAJUK）、MRT 整備を担当するダッカ都市交通会社（Dhaka Mass Transit Company Limited: DMTCL）、ダッカ市内の都市交通ネットワークの計画を所管するダッカ都市交通調整局（Dhaka Transport Coordination Authority: DTCA）等都市交通を担う様々なアクターが存在する。本業務ではメインカウンターパートである RAJUK を中心に、ダッカ首都圏における交通計画を主管する DTCA、MRT 整備・運営組織である DMTCL を中心にプロジェクトチームを構成する。課題ごとに設置されるテクニカルワーキンググループ（TWG）を通じて関係機関の実務レベルと活動・協議を進めることとする。また、TOD 推進においては様々な関連機関との調整

が必要となるため、RAJUK の上位官庁である住宅公共事業省を議長とする Joint Coordinating Committee (JCC) を通じて TOD 政策やガイドラインの内容、パイロットプロジェクトの選定などプロジェクトの活動について議論、共有し、意思決定を図ることとする。JCC は年 2 回を目安に開催する。実施体制案は別添の通り。

また、この実施体制を活用し、TOD 実施のための調整メカニズムの構築及び運営につなげていくことを想定している。

(5) 他ドナーとの調整・連携

世界銀行 (World Bank) は STP の策定を支援した他、BRT3 号線 (空港 - ジルミル間) の詳細設計を支援する「Clean Air and Sustainable Environment Project」を 2009 年から 2016 年にかけて実施した。

アジア開発銀行 (Asian Development Bank、以下「ADB」という。) は、BRT3 号線 (ガジプール - 空港間) の整備を行う「Greater Dhaka Sustainable Urban Transport Corridor Project」を 2010 年から実施中。また、実施中の円借款事業「ダッカ都市交通整備事業 (5 号線北路線)」の南側に並行して整備される予定の 5 号線南路線 (ガブトリ駅 - アフタナガール駅間) を支援中である。本プロジェクトで策定した TOD 政策やガイドラインを各路線の TOD 実現に向けて活用する予定であるため、実施段階でこれらドナーとの連携・調整を行うこと。

また、ADB は改訂 STP の更新プロジェクトを 2021 年 5 月より実施することを予定しており、その中でバスネットワークの再編や TOD についても検討する予定としている。本事業の成果が改訂 STP にも反映されると同時に改訂 STP の内容についても本業務内で考慮すること。その他案件についても、本業務と他ドナーの案件の方向性や内容で重複、齟齬が生じないよう情報共有及び連携を図ること。

(6) 円借款事業との連携

MRT6 号線、MRT1 号線、MRT5 号線 (北路線) の円借款の対象コンポーネントが路線、対象駅によって異なる。MRT6 号線、MRT1 号線、MRT5 号線 (北路線) のコンサルタントチームが実施している TOD 関連の業務は以下の通りである。本業務実施に当たっては、円借款の実施機関である DMTCL 及び円借款のコンサルタントチームとも連携し重複がないよう配慮すると共に、円借款のスケジュールに留意し、円借款の設計や施工スケジュールとの調整・影響を検討したうえで、本業務の成果を最大限反映できるよう留意する。

路線	業務範囲
6号線	<ul style="list-style-type: none"> 開発候補駅のマスタープランを作成。候補駅の駅前広場の実施設計中。 駅前広場の建設については、建設業者に対する追加の変更契約で実施予定。
1号線	<ul style="list-style-type: none"> 各駅のマスタープラン作成中。 施工管理コンサルタントが未決定のため、駅前広場などのTODに関連する施設の実施設計については現時点では未定。
5号北線	<ul style="list-style-type: none"> 各駅のマスタープランを作成中であり、実施設計を行う予定。 ガブトリ駅に関してはバスターミナルも含めて基本設計を実施中であり、バスターミナルも建設される予定。

(7) パイロットプロジェクト対象駅の選定

本業務におけるパイロットプロジェクト候補駅は円借款事業及び関係機関からの推薦により13駅を選定し、R/Dで合意しているが、本業務実施中にそのうち2駅を本業務で策定する選定クライテリアに基づき選定し、JCCにて関係機関から合意を得る。選定に際しては、事業実施が決定すると周辺の不動産価値に影響を及ぼすことから、他駅関係機関からの不満が発生しないように、客観的なクライテリアにより選定する必要がある。また、選定の情報は、デベロッパーが先行投資をすることによるプロジェクトの阻害が発生しないように、取扱いに注意すべきである。

(8) TOD ガイドライン策定

TODについては、バングラデシュ国内の既存の法律・政策・計画で言及されているが、それぞれの関係性の整合がとられておらず、具体的な開発手法を示していない。よって、本業務においては関係機関と調整を行い関係機関の役割分担および具体的な手法を記載したTODガイドラインの作成を行う。ガイドラインは、行政団体及び鉄道事業者を主な対象とし、鉄道沿線を取りまく課題やTODを推進する必要性・意義についての理解のさらなる促進を図り、円滑かつ効果的にTODを推進するための方針とすることを想定している。ガイドラインの位置づけについて、プロジェクト開始後に実施機関と相談して確定することとするが、ガイドラインが広く適応されるためには、開発許可申請などの法的拘束力も必要であると考えられるため、バングラデシュ国内での承認手続きや新規法律として発行、既存法規の改訂、既存の法的根拠のある政策の追加資料とする等の考えられうる対応を検討した上で想定される政府内の手続きを整理する。

詳細計画策定調査におけるカウンターパート及び関係機関の要望によると、再開発事業等の具体的な事業の実施に大きな関心があるため、実施すべき具体的な事業手法について言及すると共に、事業実施までのステップを明記し、パイロットプロジェクト以外でも同事業手法を容易に踏襲することができるものとする。

(9) 戦略的環境アセスメント (SEA) の実施

TODガイドライン策定、コンセプト・プラン策定プロセスにおいて戦略的環境アセスメント (SEA) を適用し、環境影響評価の面からのインプットや開発コンセプトに対するステークホルダーからの意見聴取を行う。また、パイロットプロジェクトについて懸念される環境影響評価の項目 (例: 人や車両の流入に伴う騒音や交通渋滞、周辺コミュニティの住環境への負荷等) について評価・分析する。具体的なSEAの実施方針について、どの時点でどのような方法により実施するかについては本プロジェクトにより作成するガイドラインを踏まえ行うものとする。

(10) ジェンダー視点に立った活動

本プロジェクトは、ジェンダー活動統合案件に分類されているため、以下のようなジェンダーの視点に立った活動を行う必要がある。

- ・ TOD ガイドライン策定にあたり、公共交通機関の利用者・利用シーンについてジェンダー視点に立った検討内容とする（例：男女で異なるニーズの考慮、女性乗客や障害者等が安全に利用できる環境整備等）。
- ・ パイロットプロジェクトに際して、ジェンダーバランスを考慮したステークホルダーを招集して実施するなど工夫する。

本業務実施に当たっては、「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き【都市開発・地域開発】」を参照すること。

https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_07_urban.pdf

また、必要に応じ、新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大による影響を踏まえて「ガイダンスノート「ジェンダー視点に立った COVID-19 対策の推進」を参照し、ジェンダー視点に立った COVID-19 対策を考慮する。

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/COVID-19.html>

（11）遠隔による調査の可能性

COVID-19 の影響による渡航制限や水際対策措置により、日本国内からの遠隔での業務開始を想定する必要がある。COVID-19 影響下において、業務の継続性確保に寄与する工夫（遠隔で従事しうる業務体制、遠隔を補完する現地側サポート体制など）についてプロポーザルにて提案すること。

第7条 業務の内容

1. 事前準備(国内作業)及びインセプションレポートの説明・協議

（1）業務実施計画の検討

既存の関連資料・情報・データを整理し、業務実施に関する基本方針、方法、項目と内容、実施体制、スケジュール等を検討する。

それらを踏まえ、インセプションレポートを作成し、内容に関し発注者の承認を得る。

（2）業務実施体制の構築

JCCの開催、調査を協働して行うためのカウンターパートの適切な配置等について、カウンターパート機関と調整を行う。

（3）インセプションレポートの協議

カウンターパート機関並びに関係機関とインセプションレポートの協議を実施する。住宅公共事業省を議長としてJCCを開催し、JCCメンバーとプロジェクトの進め方、関係機関の役割分担について認識を共有する。

2. 都市開発・TOD 関連法整備および開発手法のレビュー

（1）DAP における TOD の位置付けと課題分析のレビュー

RAJUKがドラフト中のDAPをレビュー、分析しTODの位置づけを確認する。DAPに位置づけられたTODと、ガイドラインで示すTODの方向性に乖離がある場合は、DAPの

- 修正等必要な活動の検討を行う。
- (2) 既存法体系と TOD との関連性と課題分析のレビュー
TODに関する事業実施に際して、影響する既存法体系について分析を行う。事業実施に際して既存法体系では実現に支障がある場合は、関係法制度の整備等必要な活動の検討を行う。
 - (3) 都市開発手法を明確にするための都市開発の事例調査（民間セクターと政府機関の役割とその分担などを含む）
バングラデシュにて実運用されている都市開発手法の実態と課題を把握するとともに、TODの実施に必要と思われる「土地区画整理」「市街地再開発事業」、「ニュータウン事業」等の導入上の法制度や実務能力上の課題を把握する。
 - (4) 都市開発における法的処置の状況分析
上記収集した情報に基づき、ダッカにおける都市開発において既存の法律が順守され、実行されているかを確認する。
3. MRT 沿線（MRT1 号線、5 号北線、および 6 号線）の土地利用計画と交通計画の概略策定
- (1) MRT 沿線の既存土地利用計画と交通計画のレビュー
MRT（1、5、6号線）沿線の既存の土地利用計画及び交通計画の情報収集及びレビューを行い、それぞれの特徴（開発面積、開発のコンセプト、インフラ整備概要等）を整理する。また、その他関連情報等があれば収集・整理する。
 - (2) MRT 沿線の新規開発計画の特定
関係機関（主にRAJUK、DNCC/DSCC、DTCA、DMTCL、BR）や開発事業者、ドナーなどへのヒアリングを通じ、MRT沿線の新規開発計画とスケジュール、進捗、開発事業者等について確認する。
 - (3) 土地利用計画、交通計画の承認プロセスの確認
本事業内もしくは本事業の成果を活かして策定されることが想定される土地利用計画及び交通計画合意形成、計画承認、事業実施までのプロセスを確認する。
 - (4) MRT 沿線の土地利用計画と交通計画の概略策定
上記のレビュー、情報収集結果を基に、今後の整備計画を踏まえたMRT沿線における土地利用計画及び交通計画の概略計画を策定すると共に、本事業の成果が反映されるべき各種計画を整理する。
 - (5) MRT 各駅の開発方向性の概略策定
上記にて策定したMRT沿線に係る概略計画を踏まえ、周辺状況や施設の状況も考慮したMRT各駅の開発方向性を検討する。
4. 日本および他国の TOD に関する事例研究と研修の実施
- (1) TOD の概念整理と関連アクターのマッピング、役割分担の明確化
TOD開発は、沿線開発、開発利益還元（Land Value Capture）、都市開発、交通結節点整備、駅前広場、乗換利便性の向上、道路ネットワークへの接続等、対象とする範囲や交通モード等、立場や見方によって、意味するところや解釈が異なる。まずは、TOD開発の概念整理を行い、含まれるコンポーネントや対象とする範囲の違い、事業主体の違い等を含めた全体像の整理を行った上で本プロジェクトにて対象とする範囲を定めるべく、バングラデシュ側と協議・合意する。
 - (2) 日本および他国の TOD 関連の組織・制度および TOD 事例の分析

日本及び他国（最低1カ国を想定）に関して、TODに係る組織・制度について分析するとともに、バングラデシュ国の既存制度と比較する。また、日本及び他国（最低1カ国を想定）におけるTOD事業について、バングラデシュにて適用するにあたって異なる点や留意点なども踏まえた上で事例の分析を行う。他国事例分析、紹介にあたってはカウンターパート機関のイメージ醸成が容易になるよう、ダッカと交通事情、都市の規模、発展度合い及び特徴等の観点から類似する事例を選定するよう留意する。なお、日本における事例の分析は後述する本邦研修において訪問可能な事例を選定する。

(3) TOD事例紹介ワークショップの開催

上記日本および他国のTOD関連の組織・制度分析およびTOD事例分析についてJCCメンバーとなっている関係機関を対象にワークショップを開催する。

(4) TODセミナーの開催

TODに係るセミナーを関連機関のスタッフおよびドナーなどを対象に計3回開催する。

- ・ 第1回：上記(3)1.で分析した日本および他国のTOD関連の組織・制度およびTOD事例分析について
- ・ 第2回：下記(4)で作成するTODガイドラインの内容について
- ・ 第3回：TODパイロットプロジェクトについて

(5) TOD事例に関する本邦研修

本邦研修は計2回、15名程度、約2週間の関係機関の職員を対象として実施することを想定している。本邦研修で学ぶべきテーマや視察先の案等についてプロポーザルにて提案すること。また、特に案件の前半ではCOVID-19の影響で本邦研修の実施が難しい場合も想定し、研修人数を限定する、オンラインを活用する等、代替案についてプロポーザルにて提案を行うこと。

業務従事者は、研修内容・日程・講師等との調整、研修員の人選、謝金支払い等、研修実施前から終了後までのフォローを行うこととする。

業務従事者は、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月）」に則り、「受入」、「研修実施」、「研修監理」業務を行うこととする。なお、当該業務に係る経費に関しても、同ガイドラインを参照のこと。

5. TODに係る政策およびガイドラインの策定

(1) TODに係る政策案の策定

上記でのレビュー結果をもとに、以下のTODに係る政策をドラフトする。

- ・ 結節点機能に関する施設および開発に関する政策
駅、駅前広場、バスターミナル等の結節点機能に関する施設を開発する際、TODとして計画的に施設開発ができるように準拠すべきガイドラインを政策案として作成する。
- ・ 公共交通との接続に関する政策
MRT及びBRTの建設後に駅前にバス、CNG、リキシャ等が無計画に集中し道路交通を妨げないよう駅と既存公共交通の接続がスムーズに行なわれるような政策案を作成する。
- ・ TODエリアにおける都市計画での調整・コントロールに関する政策
TODエリアにおける都市計画については、ドラフト中のDAPにおいて土地利用用途に関する規制が存在している。土地利用用途以外の調整・コントロール要素について検討の上、政策としてまとめる。

鉄道およびTODによる外部経済効果の活用策鉄道建設および周辺開発が行われる際に駅周辺の地価上昇等の外部経済効果が発生するが、これを吸収し整備費用等に充当する開発利益還元（Land Value Capture: LVC）を促進する政策をとりまとめる。

- ・ TODに必要な都市整備手法とその基盤となる制度・政策等
TODの実施に有効な都市計画・整備手法（例：区画整理、市街地再開発、容積率等による開発の誘導）とその基盤となる制度・政策（例：法令の改正、不動産鑑定や地籍調査等の情報基盤整備）についてとりまとめる。
- ・ その他のTODに関連する政策

(2) TODガイドライン案の策定

下記骨子案を参考に、これまでの他国事例調査結果、TODの手順、制度・施策・組織体系の検討、TODを実現化するための具体策等を考慮しTODガイドライン案を策定する。

TOD ガイドライン骨子案	
骨子案	概要
1. ガイドライン策定背景、TODの位置づけ	
1.1. 経済・社会状況	人口増減・交通需要等 TODを取り巻く状況
1.2. TODとは	ガイドラインを読む人に対するTODの定義
1.3. TODの分類	WBのガイドラインに示されたタイプの定義
1.4. TODが必要とされる背景	都市課題等の必要とされる背景の分析
1.5. 都市計画上のTODの位置づけ	上位計画とTODの関係性について
1.6. 公共交通に対するTODの位置づけ	MRT、在来線、バス等に対するTODの関係性
1.7. 各公共交通の位置づけ	MRT、BRT、バスのそれぞれの路線に対してその特徴及び都市内での位置づけを定める
1.8. ガイドラインの目的	上記を踏まえたガイドラインの目的
2. TODの事例	我が国を含む諸外国の事例の紹介
3. TODの進め方	
3.1. 全体手順	事業化を行う前段階で行うべき手順を纏める
3.2. 各手順の説明	体制構築・現状把握・役割分担等の決定手順
3.3. 計画事項	TODに関する各計画段階での検討事項をとりまとめる
4. TODに関連する制度・施策	
4.1. 活用可能な制度・施策	事例に基づき活用が可能な制度・施策の取纏め
4.2. その他の関連する制度・施策	既存法規等で関連する制度・施策の取纏め
4.3. 交通結節点の開発位置づけ	交通結節点の開発についてその方向性を定める
5. TOD実現の具体的な事業	
5.1. 各事業手法の概要	再開発事業・土地区画事業等の概要説明

- | | | |
|------|---------------|----------------------|
| 5.2. | 事業手法選択のクライテリア | 事業手法を選択するためのクライテリア |
| 5.3. | 事業手法の具体例 | 再開発事業・土地区画事業等の具体例を説明 |

6. TODに関する調整メカニズムの形成

(1) TODに関連する組織の調整メカニズムの形成

現行の関係機関の役割及び権限を整理し、TODに関連する機関のリストアップとTOD実施における各機関の役割を整理する。整理結果及びTODガイドライン策定の際に整理するTODの手順を踏まえ、段階ごとの調整項目（計画策定/協議/承認、予算分担、実施に向けた用地取得/整備、等）を整理するとともに、関係機関の調整フロー（トピックや機関間の調整等）を作成する。

(2) TODに関連する組織の連携にかかる会議体の運営

上記で整理したTODにおける各機関の役割を踏まえ、リストアップされた機関での合同会議を開催し、各機関の役割や調整手順等について協議する。協議結果を踏まえ、上記で作成する調整フローを更新する。

7. パイロットプロジェクト対象駅の選定

(1) パイロットプロジェクト対象駅の選定クライテリアの策定

本調査におけるパイロットプロジェクト駅選定は、実施中円借款事業からの推薦と、関係機関からの推薦により選定した13駅のうちからパイロットプロジェクトを選定するための選定クライテリアを策定する。また、パイロットプロジェクト実施の駅を選定することを考慮し、選定クライテリアの中でモデル性については十分配慮する。

(2) パイロットプロジェクト対象駅の選定

パイロットプロジェクトの対象となる2駅を選定する。選定に当たっては、TODを進める上で課題があり、関係機関による参画・調整を図る必要のあるサイト及び内容とする。

8. パイロットプロジェクトの実施

パイロットプロジェクトとしては対象駅周辺地区のTODコンセプトプランの策定を想定している。TODコンセプトプランの策定を通じ、関係者のTODに関する理解を深めるとともに調整の実践を行うことを目指す。TODコンセプトプランの具体的な内容については業務を通じて実施機関と協議の上決定する予定であるが、現時点では、DAPの記載も踏まえ面的な広がりとしては概ね半径500mほどのエリアと想定し、地域特性を踏まえた開発コンセプト、交通結節機能その他公共施設の配置、エリア内の基本的な土地利用・都市計画規制、概ねの開発床面積と利用用途、関係者の役割分担、開発の基本スキームの提案等のTODに関する基本的な事項を内容とすることを想定している。現時点ではパイロットプロジェクトの実施は含まない。パイロットプロジェクトの主要な検討事項や留意点について、現時点で想定されるものをプロポーザルにて提案すること。

9. TODに係る政策およびガイドラインの最終化

(1) パイロットプロジェクトの教訓に基づくTODに係る政策およびガイドライン修正案の策定

TODガイドライン案に関して、パイロットプロジェクトを実施した教訓に基づき修正し、ガイドラインを最終化する。

(2) TOD 政策案および TOD ガイドライン案の JCC での承認および政府承認までの道筋の整理並びに側面支援

TODガイドラインは関係機関合意の下、拘束力を持ったものとするのが望ましい。従って最終化されたガイドラインをJCCでの承認を得るとともに、その拘束力をより強固にするために、事業期間内にJCCが政府承認までの道筋を整理し、バングラデシュ側の承認手続きを側面支援する。

10. 環境社会配慮（戦略的アセスメントを含む）

SEAの考え方（プロジェクトよりも上位の政策（Policy）、計画（Plan）、プログラム（Program）（PPP（Policy, Plan, Program）レベルの環境アセスメント））に基づいた計画・代替案の比較検討を行う。具体的には、政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかに、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。環境社会配慮にかかる情報収集にあたっては、再委託（現地）を可とする。

主な調査項目（案）は以下の通り。

- a) 既存の開発計画（上位・関連計画）、開発事業、調査、政策のレビュー
- b) 都市開発計画及び都市交通計画に対する環境社会配慮的課題及びステークホルダーの検討
- c) バングラデシュ国の環境社会配慮制度・組織と SEA 事例の確認
- d) SEA 実施方法の検討
- e) SEA の対象となる計画・代替案の検討・設定
- f) SEA 対象計画に関するベースとなる環境社会面の状況の調査・確認
- g) スコーピング（計画の意思決定にあたり重要な環境社会項目とその評価方法をかにすること）の実施
- h) スコーピングに基づく各代替案の環境社会影響の予測
- i) 環境社会影響評価による代替案の比較検討・最適案の選定
- j) 最適案における緩和策の検討
- k) 最適案の緩和策に基づいたモニタリング方法の検討
- l) ステークホルダー協議の開催支援

11. ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議

パイロットプロジェクトの結果を含む活動成果をドラフト・ファイナルレポートとしてとりまとめ、JICA及びカウンターパート機関と説明・協議を行い、基本的了解を得る。

12. ファイナルレポートの作成・説明・協議

ファイナルレポートは、ドラフト・ファイナルレポートに対するJICA・カウンターパート機関からのコメントを反映した上で製本し、発注者に提出する。

第8条 報告書等

(1) 報告書

1) インセプションレポート (IC/R)

記載事項：業務実施に関する基本方針、方法、内容、実施体制、作業工程、等

提出時期：業務開始後15日以内

部 数：英文25部（うち、バングラデシュ国政府へ20部）、和文3部（すべて簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

2) プログレスレポート (PR/R1)

記載事項：

MRT沿線の土地利用計画と交通計画の概略策定結果

既存法体系とTODとの関連性と課題分析結果

TODに係る日本、他国のケーススタディ

パイロット対象駅の選定クライテリア、選定結果

提出時期：業務開始後8カ月を目途

部 数：英文25部（うち、バングラデシュ国政府へ20部）、和文要約3部（すべて簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

3) インテリムレポート (IT/R)

記載事項：中間成果（以下を含む）

TODに係る政策、ガイドライン案

パイロット駅におけるTODに係るコンセプトデザイン案

パイロット駅でのモデル計画案

提出時期：業務開始後14カ月を目途

部 数：英文25部（うち、バングラデシュ国政府へ20部）、和文要約3部（すべて簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

4) プログレスレポート (PR/R2)

記載事項：上記及びパイロットプロジェクトの進捗

提出時期：業務開始後24カ月を目途

部 数：英文25部（うち、バングラデシュ国政府へ20部）、和文要約3部（すべて簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

5) ドラフト・ファイナルレポート (DF/R)

記載事項：全体成果

提出時期：業務開始後32カ月を目途

部 数：英文25部、英文要約25部（うち、バングラデシュ国政府へ各20部、和文3部、和文要約3部）（すべて簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

6) ファイナルレポート (FR)、各計画図一式（データ含む）

記載事項：全体成果

提出時期：業務開始後35カ月を目途

部 数：英文60部、英文要約60部（うちバングラデシュ国政府へ各50部）、和文10部、和文要約10部（すべて製本）

電子データ：CD-R 3部（うちバングラデシュ国政府へ1部）

インセプションレポートを除く各レポートの巻頭には10ページ程度にとりまとめた要約を含めることとする。ファイナルレポートの体裁については各要約の冒頭にページの色を変えた調査結果の概要表を含めること。

なお、カウンターパート機関及び関係機関との円滑な協議やワークショップの実施を進めるため、必要に応じて、プレゼン資料や概要版を作成すること。各種配布資料の作成に必要な費用については、本見積もりに含めるものとする。

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本調査に係る業務工程計画の概要は次によるものとする。2021年5月下旬に開始し、6月初旬より現地調査を開始する（ただし、COVID-19の影響により渡航ができない場合は遠隔での調査を開始する。また、渡航のタイミングについてはJICAと相談の上検討すること）。約36ヶ月後の2024年4月下旬を終了の目途とする。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 42 人月 (M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/公共交通指向型開発（2号）
- ② 都市・土地利用計画（3号）
- ③ 区画整理
- ④ 都市再開発
- ⑤ 不動産開発・開発利益分析
- ⑥ 都市デザイン・ランドスケープ
- ⑦ 建築・駅施設計画
- ⑧ 事業計画・ファイナンス
- ⑨ 都市交通計画（3号）
- ⑩ 環境社会配慮
- ⑪ 組織・能力開発
- ⑫ 研修計画立案・管理

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 環境社会配慮

(4) 配布資料／閲覧資料等

1) 配布資料

- 詳細計画策定調査報告書
- 署名済 M/M

2) 公開資料

- バングラデシュ国ダッカ都市交通整備事業（TOD）準備調査最終報告書（2018年）
https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710_101_12324018.html
- ダッカ都市交通戦略計画改訂プロジェクト（2016年）
https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710_101_12268272.html

(5) 対象国の便宜供与（必要な場合に記載）

2021年3月に署名の基本合意文書（R/D）に基づくものとする。

（6）その他留意事項

1）安全管理

現地調査／業務の実施に際しては、機構の安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、関係者の渡航計画及びこれらの実施状況を JICA 所定の書式により渡航前（遅くとも出発の14営業日前）に予め連絡し、機構の承認を得ること。

（ア）（渡航前）

1) 機構が行う安全対策研修・訓練の受講：

本事業の業務従事者のうち、必ず1名は「安全対策研修」（対面座学）又は「テロ対策実技訓練」を受講すること。また、それ以外の業務従事者は必ず全員「安全対策研修」（Web）を受講すること。

2) JICA 安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：

全業務従事者（日本語を理解できる再委託先の従事者がいる場合、当該従事者を含む。）が渡航の度に必ずブリーフィングを受けること。また、6か月に1度受講義務があることに留意。

3) JICA バングラデシュ事務所の連絡先等情報提供：

安全情報メーリングリスト及び緊急時用 SMS への登録のため、全業務従事者の登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式により発注者に提供すること。また、ダッカ出入国便も含めたバングラデシュ滞在スケジュールにつき連絡すること。

（イ）（渡航後）

バングラデシュ到着後、速やかに JICA バングラデシュ事務所によるブリーフィングを受けること。

1) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを業務従事者ごとに確保（可能な限り複数）する。特に、モバイルデータ通信や無線 LAN 接続可能な携帯電話等（スマートフォンやモバイルルーター等、現地にて入手可能）を常備し、チームごとにデータ通信が可能な状態にすること。通信手段を複数持つ際は、可能な限り別のキャリアの利用を検討すること。

2) バングラデシュ国内での安全対策については、JICA バングラデシュ事務所及び在バングラデシュ日本大使館の指示に従うこと。現地での活動については安全面に考慮した日程となるよう、同事務所担当者との十分な調整を行うとともに、現地調査／業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかに同事務所へ報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル（ゼネラル・ストライキ）等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定して、柔軟に対応するよう留意するものとし、宿泊場所や執務場所についても、同事務所と協議の上、決定し確保すること。

3) 宿泊場所は、JICA バングラデシュ事務所が安全対策を確認したホテルなどに限定する。

4) 執務室についても JICA 安全基準を満たす必要があるため、その確保に際しては実施機関の提供する施設等であっても JICA バングラデシュ事務所と十分に協議の上、必要な措置を講じなければならない。特に執務室の立ち上げが必要な場合は、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従って受注者が安全状況を点検し、

同事務所の確認を受けること。その結果、追加的な防護措置等の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められる場合には、契約からの支出を行うことができる（要すれば契約額の増額を協議する）。尚、本調査における調査団員の渡航期間は各回一か月以内を想定しているため、事務所の設立は想定していない。団員の執務エリアは、滞在先のホテル、調査協力機関執務室の一部（貸与の可否について発注者とバングラデシュ側で協議予定）、現地再委託先執務室を想定している。

5) ダッカ市外への訪問は、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと。実施機関を通じた手配が困難な場合には、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。

6) 現地再委託を行う場合であって、再委託業者が第三国からの調達となった場合は、再委託先が業務の実施にあたって適切な安全対策を講じることができるよう、契約に必要事項・経費を盛り込むこと。また、緊急事態発生時には、速やかに安否確認ができる連絡体制を構築したうえで、再委託業者が受注者と協議しつつその指示に従うことを契約にて確保すると共に、受注者や再委託業者が国外退避する必要性が生じた場合に当該契約がその障害とならないよう、不可抗力条項等を盛り込むことを検討すること。また、不可抗力発生時に双方が協議して別途対応するなどの条項を設けておくこと。

7) 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上